現行の健康保険証が新たに発行されなくなる(令和6年12月2日以降)ことに伴い送付される書類について

大阪府小売市場国民健康保険組合 TEL 06-6942-1691

該当	書類名	配布時期	目的
	「 大切なお知らせ」 * A4用紙	<u>現行の保険証更新時(発行済み)</u> 被保険者全員に。	マイナンバー情報の確認 ※お手元のマイナンバー(4 <i>ケ</i> タ)
	「 資格情報通知書」 (資格情報のお知らせ) * A4用紙	令和6年12月2日以降随時 現行の保険証の有効期限が切れた場合、又は返還された場合。 ※マイナ保険証はすでにご利用いただける状態です。	マイナンバーカードを保険証として 登録し ている方 はマイナンバーカードが保険証となり、被保険者資格情報を確認できる為の重要な用紙です。 機器の故障等、マイナンバーカードが読み取れない場合に併せて提示してください。
	「資格確認書」 *紙カード	<u>令和6年12月2日以降随時</u> マイナ保険証に変更した場合 は不要。	マイナンバーカードを保険証として 登録し ていない方 に保険証の代わりとして。

○ 保険証(現行の保険証)・・・・ (今回送付のもの)

有効期限まで有効ですが、12月2日以降に手続き等で更新する場合、現行の保険証ではなく、必要に応じて「資格情報通知書」又は「資格確認書」を送付致します。

○マイナ保険証・・・・

マイナンバーカード(写真付)を保険証として登録している場合、マイナンバーカードが保険証となります。※12月2日以前から使用可能です。